

平成20年3月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成20年3月7日

○出席議員 17人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	

○欠席議員 1人

18番 末 吉 定 夫 君

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君	都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君
農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君	観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君
福 祉 課 長 田 原 彰 君	水 道 課 長 岩 瀬 章 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君
社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君	

○職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君 議 事 係 長 目 羅 洋 美 君

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 一般質問

第2 休会の件

開 議

平成20年3月7日（金） 午前10時00分開議

○副議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は17人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○副議長（板橋 甫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、水野正美議員の登壇を許します。水野正美議員。

〔15番 水野正美君登壇〕

○15番（水野正美君） 私は、さきに通告いたしました順序に従って一般質問を行います。

まず最初に、勝浦市の行財政改革と財政健全化計画についてであります。藤平市長が就任以来、今日まで10年目を迎えました。最初の2年間は、前任者が策定した総合計画を基本に据えた行政執行でありましたが、平成13年にみずからの手で勝浦市総合計画「語り合う海と緑の輝く街かつうら」を策定し、これに基づく実施計画も今年で第3次計画の最終年度を迎えました。総合計画も残る期間はあと2年、第4次実施計画を残すのみとなりました。

顧みますと、この10年間は地方自治体にとって大変厳しい時代であったと言えます。とりわけ小泉内閣の、いわゆる三位一体の行財政改革は、国家財政の赤字を地方に転嫁し、社会格差を拡大し、地方財政を危機的状況に追い込んできました。勝浦市財政健全化計画では、この点について次のように述べております。「こうした状況は、本市においても例外ではなく、国庫補助負担金、地方交付税の削減、長引く景気低迷などによる市税収入の落ち込み、さらには義務的経費の増加などにより、厳しい財政運営を強いられております。特に平成16年度においては、国の三位一体の改革のもと、地方交付税などの大幅削減が先行する形で進められたことで、2億円を超える影響があり、財政調整基金を取り崩すことで財源調整を図ってきたところでありますが、財政調整基金、減債基金も平成18年度には底をつく見込みで、また、今後も三位一体の改革の推進により、国庫補助負担金や地方交付税などの国からの財源が抑制されることは必至な状況にあり、このまま推移すれば、数年後には財政再建団体に転落することも現実としてとらえなければならない状況になっている」と、危機感をあらわに、このように述べているのであります。

そして、財政の健全化を行わない場合は、平成18年度から5年間で9億7,300万円の累積赤字が生じ、財政再建団体に転落する可能性が出てくるとして、財政健全化計画の具体的な取り組み方策が作成されたのであります。

また、勝浦市行財政改革大綱では、このような財政状況に踏まえ、「多岐にわたる行政ニーズに

即応しつつ、行財政の総点検を行い、将来に耐え得る行政改革を行うための指針として勝浦市行政改革大綱2005を策定した」としています。

この計画に基づく行政執行が行われて2年が経過しました。今年には第3次実施計画の最終年度であり、総合計画の総仕上げというべき第4次実施計画策定の年でもあります。小泉内閣による三位一体の行財政改革の具体的全貌が明らかになった今日、改めて市の財政健全化計画及び行政改革大綱の実績を総点検し、第4次実施計画策定に資するとともに、次の総合計画策定のためにも中長期的な財政見通しを立てる必要があると考えます。このような観点に立って、以下、何点か質問いたします。

第1に、三位一体の改革が現時点において、「当初このままでは財政再建団体に転落することも現実としてとらえなければならない」と予測したような結果であったのか、具体的に数値をもってお示し願いたい。

第2に、財政健全化計画に上げた具体的な取り組み方策のうち、歳入の確保について、①市税等の収入確保、②使用料、手数料等の見直し、③遊休財産の有効活用、④特定目的基金の有効活用など、4点にわたった5年間の確保目標額を上げていますが、現時点までに実施した施策及び確保された財源及びその総額について、具体的にお示し願いたい。なお、取り残された方策があれば、その理由と今後の見通しについてお示し願いたいと思います。

第3に、市税等の歳入確保に当たっての具体的な対策についてであります。財政健全化計画では、景気の低迷、高齢化進行の中、今後も自然増は望めず、調定額の大幅な伸びは期待できない。市民負担の公平・適正化の観点から、市税、国保税、市営住宅使用料、保育料の滞納整理は緊急の課題となっている。こうした状況の中、全庁体制による徴収、口座振替の促進、滞納処分の強化などの具体的な取り組みと目標設定により徴収率の向上を図るとしています。

そして、十年一日のごとく、毎年、議会では収納率、多額な収入未済額、不納欠損額が問題とされ、行政当局のさらなる徴税努力が要請され、行政当局はそれにこたえる決意表明がなされているのでありますが、しかし、事態は思うようには改善されておりません。私は、この問題については精神主義や決意だけではどうにもならない問題ではないかと思えます。滞納している市民の生活実態や経済状況、健康状況などを具体的に把握し、個別具体的な納税対策を講ずることが必要と考えるものであります。そして、どうしても納入できない市民に対しては、きちっと減免措置をとる、また、現在も行われていると思えますけれども、担税能力を超える場合には話し合いで分割納入等の措置をとる。担税能力がありながら滞納している人に対しては相応の措置をする、そうした具体的にだけじめのある対応をすべきと考えるものであります。

そこで、質問いたしますが、1つ、市税条例、国民健康保険税条例などには税の減免条項があります。各条項ともに共通した条項として、市長が認める特別の事由、または事情のある者という項目があります。そこで質問いたしますが、特別の事由もしくは事情とは、具体的にどのような場合をいうのか、またこの条項を適用して税を減免した事例はどのようなものがあるのか、お示し願いたいと思います。

2つには、平成18年度決算において、市民税、固定資産税及び国保税で滞納している件数はそれぞれ何件か。そのうち納入は無理と判断されるケースは何件あるのか。また、納入可能と思われる件数は何件か。

3つには、減免条項を適用した件数はそれぞれ何件か。適用条項は市税条例第51条、71条、もし

くは国保税条例第14条の何号か、適用条項と件数についてお示し願いたいと思います。

4つには、私は精神主義や決意だけではなくて、もっと科学的な対処に知恵を絞るべきと考えるものであります。一つの方法として、それぞれの税滞納者の家族構成、生活実態、健康状態や経済状況を調査・分析し、関係各課でその情報を共有するとともに、実態に基づくそれぞれの課税、または減免を行い、横断的な課税対策を構わずべきと考えます。この点についての市長の見解を求めるとともに、別の方策を考えているとすれば、具体的にお示し願いたいと思います。

第4に、財政健全化計画に上げた具体的な取り組み方策のうち、歳出の削減についてであります。そこでは、①人件費の抑制、②内部経費の削減、③公共施設の維持管理運営の見直し、④事務事業の見直し、⑤補助金・負担金の削減、⑥扶助費の見直し、⑦投資的経費の抑制、⑧公債費の抑制、⑨企業会計、特別会計の見直し、⑩予算編成手法の見直しを上げ、このほかに市議会の定数削減について述べています。そして、①から⑤までは具体的に5年間の削減目標額をそれぞれ上げております。勝浦市財政健全化計画の22ページから23ページには、取り組み方策年度別内訳と各年度の目標額が上げられております。

そこで質問しますが、1つには、現時点までに実施した施策及びそれぞれの歳出削減額、及びその総額についてお示し願います。

2つには、当初計画から大きく立ちおくられている施策があれば、その理由と実態についてご説明をいただきたいと思います。

第5に、勝浦市財政健全化計画と行政改革大綱2005の見直しについてであります。この計画が策定されたのは、平成17年10月と12月であります。当時はまだ税源移譲、国庫補助負担金及び地方交付税削減の三位一体の改革の具体的な中身については不透明であり、特に平成16年度は地方自治体にとって大変厳しい財政運営が迫られていた状況のもとで、このまま推移すれば、数年後には財政再建団体転落も現実の問題と言わざるを得ない状況のもとで策定された計画であると思われまます。小泉内閣の後、安倍、福田と政権がかわり、とりわけ昨年の参議院選挙での地方の反乱、与党大敗北という事態の中で、政府の基本的政策は変わらないとしても、若干の手直しを余儀なくされていると思われまます。

さらに、勝浦市としては、この財政健全化計画及び行革大綱2005のもとに財政運営を行ってまいりましたが、2年経過した今日、必ずしも当初計画どおりにはなっていない面も見られます。さらに、後期高齢者医療制度導入など、国による新たな事業の押しつけもあり、かつ文化会館建設などかなりの財政支出を余儀される事業が控えている状況の中で、この2年間の中間総括を行い、市の財政状況をできるだけ正確に見通した上で市民の理解を求めて、今後の事業選択をすべきと考えます。そのためには、平成20年度中に財政健全化計画及び行革大綱2005の見直しを行い、第4次実施計画策定に資するとともに、次の総合計画へと引き継いでいくべきと考えますが、この点についての市長の見解を求めるとともに、

次に、ビッグひな祭りについて質問いたします。2008かつうらビッグひな祭りが2月23日から3月3日まで開催されました。このビッグひな祭りは、藤平市長の発案である勝浦サミットを契機に徳島県勝浦町の協力を得て、平成13年に第1回が開催されて今回で8回目を迎えることができました。平成13年3月議会における行政報告で、藤平市長は次のように述べております。「準備段階から市民ボランティアの参加を得て、婦人会を初めとする各団体の協力により約4万5,000人の来場者を迎え、盛会のうちに終了することができました。このビッグひな祭りは、市民参加のにぎやか

なまちづくりの一助となったと考えています。今後は、勝浦市最大のイベントとして定着するよう、さらに創意工夫をして進めてまいりたい、このように述べております。その後、実行委員会体制も整備され、市民ボランティアも定着し、まちを挙げてのイベントとして大きく成長しました。そして、来場者も年々、飛躍的に増加してまいりました。特に昨年は、県のデスティネーションキャンペーンに伴ってプレ公開を行い、39万8,500人の来場者を迎えることができたことと行政報告で述べております。

実は、昨年2月、南足柄市から視察議員団の訪問を受けました。南足柄市は人口約4万5,000人、足柄山の金時さんで有名なまちで、毎年、金時祭りを開催していますが、勝浦市のビッグひな祭りに学んで、まちの活性化の一助としたいとのことでありました。視察団の議員は、口々に次のように述べておりました。駅をおりると、桃の節句の音楽が流れ、たくさんのひな人形と一緒に竹をくり抜いた中にかぐや姫をイメージするかわいいひな人形に迎えられて、心ほのぼのとするものを感じたとのことでありました。ちょうどプレ公開直前で、私は議長として案内役を買って出て、一緒にまちを案内しましたが、初公開の享保雛や忙しく準備に余念のない市民の皆さんの姿を見て、市民参加のまちづくりかくあるべしと大変感動したとのことでありました。藤平市長が第1回ビッグひな祭りについての行政報告で述べたように、その方向で勝浦市最大のイベントとして大きく成長してきていることは間違いないと思われまます。

しかし、同時に私は、率直に言って、このビッグひな祭りが市の力量の割には大きくなり過ぎた感を否めないであります。この2月16日に勝浦市のビッグひな祭りを紹介した朝日新聞の記事の中に、このビッグひな祭りを支えるボランティアスタッフが182人と報じられていました。昨年11月22日に開催された観光商工審議会では、私の質問に答えて、当時のボランティア登録人員は179名、一般が64名、市役所職員が115名、全体の64%と報告されております。毎日60名から70名の裏方が必要である。土曜、日曜は、ほとんど市の職員とのことでありました。市の職員も、見たところ、その多くは課長、係長クラスが多く、比較的年齢も高いようでありまます。市ボランティアの人たちも8回目を迎えれば、それだけ高齢化してきます。肥大化していくビッグイベント、ビッグひな祭りを支えるスタッフをどのように組織し拡大するのか、大変大きな課題と言えます。

もちろん、ビッグひな祭りは、登録されたボランティアの人たちだけで支えられているわけではなく、商店の店先や民家の入り口などにそれぞれ思いを込めたひな人形が展示され、まちを彩っております。こうした市民の自発的な協力がビッグひな祭りを支えていることは間違いないと思いまます。

しかし、ビッグひな祭り全体を統一的に支えているのは、何と言っても実行委員会の皆さんと登録されたボランティアの皆さんと言えます。今後、5年後、10年後、年をへて、スタッフの世代交代が行われる中で、ビッグひな祭りが途中で絶えることなく歴史を刻むためにも、スタッフ組織の充実拡大は大きな課題であります。

また、そのほかにも検討すべき課題はいろいろあると思われまます。昨年の審議会では、ビッグひな祭りの入場料徴収が話題になりました。実行委員会では、有料化の方針が出されたが、市長にとめられたとの認識が一部にあるようでありまます。ほかにもトイレ、駐車場の問題、メイン会場における来場者への説明など、運営上の改善意見などいろいろあるようでありまます。

私は、このビッグひな祭りをここまで育て上げた市長を初め、実行委員会、ボランティアスタッフの努力を高く評価しつつ、一つの節目を迎えて、さらなる充実と発展を期して、今日までのビッ

グひな祭りを総括し、克服すべき課題を明らかにすることは意味のある作業と考えるものであります。そうした立場で、以下、何点か質問いたします。

1つは、現在のビッグひな祭りの到達点を、その生みの親である藤平市長はどのように評価し、認識しているのか。

2つには、ビッグひな祭り終了後、毎回、実行委員会や庁内会議で総括がされていると思われませんが、その中でどのような議論が行われ、そこで出された意見はどのようなものであるのか。

3つには、入場料徴収問題についての経過と、今後の対応について市長の見解をお聞きしたいと思えます。

4つには、先ほど提起しました実行委員会やボランティアスタッフ組織の充実・拡大について、市長に何か考えがあれば、お示し願いたいと思えます。

最後になりましたが、ごみ収集における高齢者対策について質問いたします。過日、私は次のような相談を受けました。「私はこの在に住んでいますが、高齢の上、ひとり暮らしです。私の住んでいる区は、ごみ集積場が1カ所しかなく、運転免許もない者にとって片道数百メートルもある遠距離をごみ袋を下げては行けない。今まで無料で我慢してきたが、有料になった今日、行政として考えてもらえないか」ということであります。

区のほうでは、不法投棄が多く、管理し切れないというのが原因のようですが、今まで5カ所あった集積所を1カ所に統合したとのことであります。集積所の指定は区の判断に任されているようですが、外からの移住者にとっては、なかなか区に物を申しにくいようであります。今後、さらに高齢化が進み、独居ある高齢者世帯がふえると想定されますが、人口が密集しており、ごみ集積所も近い地域はともかく、在方では集積所までの距離が長い地域にいる高齢者にとっては、ごみ集積所問題は深刻になっています。しかも、そうした問題は区と住民との関係として、市は関知しないで済まされるのか、大変疑問に思うところであります。

そこで、質問いたしますが、市長はこうした事態をどのように認識しているのか、また、どのように対処しようとしているのか、市長の見解及び対策をお聞かせいただきたいと思えます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○副議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの水野議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、財政健全化計画と行政改革大綱について申し上げます。

1点目の三位一体の改革が現時点において、「当初このままでは財政再建団体に転落することも現実としてとらえなければならない状況になっている」と予測したような結果であったのかとの質問でございますが、議員ご承知のとおり、三位一体の改革は平成16年度から平成18年度までの3年間に4兆7,000億円の国庫補助負担金の削減、3兆円の税源移譲、地方交付税5兆1,000億円の削減が行われたものであります。これによる本市への影響額を申し上げますと、一部国庫補助負担金の削減が平成15年度から実施されましたので、平成18年度までの4年間となりますが、まず、国庫補助負担金の削減額が2億9,507万円、所得譲与税による税源移譲の増収が2億6,564万7,000円、そして、臨時財政対策債を含む地方交付税の削減が1億6,883万2,000円で、総額1億9,825万5,000円の歳入が削減されたと分析しております。

年度別に申し上げますと、実際に削減が始まった平成15年度は、国庫補助負担金61万3,000円の

削減のみであったものが、平成16年度は先行した形で削減が実施され、2億5,505万7,000円の大幅な影響がありました。ところが、平成17年度は、国庫補助負担金、所得譲与税による税源移譲、地方交付税及び臨時財政対策債を合わせた影響額は、前年度決算対比で6,071万2,000円の増額となり、また、平成18年度も1億5,830万3,000円の増額となったため、三位一体の改革による影響額は、4年間で1億9,825万5,000円の歳入削減となったものであります。

議員ご指摘の財政健全化計画を策定した当時は、三位一体の改革の先行きが不透明であり、平成16年度に行われた大幅削減が今後も続くものと想定せざるを得ませんでしたので、財政再建団体への転落も視野に入れなければならないとの思いから、計画上に記述したものであります。

本市にとって約2億円の削減は大きな影響がありますが、計画当初に予想したほどの影響には至らなかったため、財政健全化計画や行政改革大綱2005に沿って経費削減を図りながら、現在の財政状況を維持しているものであります。

2点目の財政健全化計画に上げた歳入の確保のうち、現時点までに確保した財源についてであります。まず、市税につきましては、収納率の目標を97.8%と設定し、平成18年度に500万円、平成19年度に900万円と2年間で1,400万円の増収を見込み、全庁体制による徴収や口座振替の推進等を図ってまいりましたが、景気の低迷等により平成18年度の収納率が96.56%、平成19年度見込みが96.52%と、いずれの年度も目標とした収納率には達しなかったことから、計画で見込んだ1,400万円の収入は確保できませんでした。

次に、使用料、手数料であります。平成18年度と19年度の2カ年で8,700万円の増収を見込んでおりました。このうち確保した財源につきましては、し尿処理手数料の改定で2,020万8,000円、公民館使用料や野球場使用料等の改定により81万6,000円、基本健康診査等の実費相当額徴収により399万円、配食サービス事業に係る利用者負担の見直しにより87万2,000円と、合計で2,588万6,000円の財源確保を図りました。

次に、財産の有効活用として計上した4,400万円のうち、特定目的基金の有効活用につきましては、平成19年度に人材育成基金から5,000万円を文化会館建設基金へ移行し、また、中山間ふるさと保全対策基金を15万円取り崩し、事業に活用しました。

以上、歳入確保の総額は7,603万6,000円で、2カ年の目標額1億4,500万円に対して6,896万4,000円の不足で、率にして52.4%の確保にとどまりました。

なお、計画年度内に実施に至らなかった施策につきましては、使用料、手数料の確保策として、平成19年度から実施を見込み4,200万円を計上しておりましたごみの有料化を平成20年7月実施となったことによるものであります。

次に、市税条例、国民健康保険税条例の減免条項にあります特別の事由もしくは事情とは、具体的にどのような場合を言うのか。また、条項を適用して税を減免した事例はどのようなものがあるかとの質問であります。失業により当該年の所得が皆無となった者等、客観的に見て担税力を喪失した者等をいうものであります。これらの適用により減免した件数は、平成18年度及び平成19年度でそれぞれ3件ございました。

次に、平成18年度決算において、市民税、固定資産税及び国民健康保険税を滞納している件数はそれぞれ何件か。そのうち、納入は無理と判断されるケースは何件あるのか。また、納入可能と思われる件数は何件かとの質問であります。まず、滞納件数から申し上げますと、市民税で1,206件、固定資産税で1,313件、国民健康保険税で1,358件であります。

この中で納入が無理と思われるものにつきましては、各税目に重複しておりますので、全体で申し上げますと、総数約2,400件に対し約390件が該当するものと思います。したがって、差し引きました約2,010件が納入可能と思われます。

次に、減免条項を適用した件数は何件か、適用条項は市税条例第51条、第71条、もしくは、国民健康保険税条例第14条の何号か、適用条項と件数についての質問であります。まず、市税条例第51条第1項第1号適用で2件ありますが、同第2号から第5号についてはありません。

次に、第71条第1項第1号適用で21件、同第2号で11件、同第3号で1件ですが、同第4号の該当はありません。

次に、国民健康保険税条例第14条第1項第1号はありませんが、同第2号で9件、同第3号で3件であります。

次に、それぞれの税滞納者の家族構成、生活実態、健康状態や経済状況を調査・分析し、関係各課でその情報を共有するとともに、実態に基づくそれぞれの課税または減免を行い、横断的な徴税対策を講ずるべきと考えます。

この点についての市長の見解を求めるとともに、別の方策を考えているとすれば、具体的にお示し願いたいとの質問であります。課税につきましては毎年の確定申告及び市民税・市県民税申告書によりそれぞれ算定し賦課しているものであります。各税滞納者につきましては、生活実態、経済状況や健康状態等を調査し、減免措置を講ずるほか、分納誓約を取り交わし、納付環境の改善と確保を図るために、納税相談を行うなど対応してきておるところであります。今後も滞納者の実状を把握する上からも、納税相談等を積極的に行ってまいりたいと考えます。

次に、歳出の削減目標として実施した施策及び削減額について申し上げます。

まず、人件費の抑制として計画した時間外勤務手当の削減についてであります。平成18年度で582万4,000円、平成19年度759万8,000円、2カ年で1,342万2,000円の削減を図りました。主な削減理由は、市長選挙及び市議会議員選挙に係る時間外勤務を振替対応としたことによるものであります。

次に、内部経費の削減として一般事務経費の削減であります。平成18年度で437万円、平成19年度で571万円と2カ年で1,008万円の削減を図りました。主なものを申し上げますと、市政協力員への配布物を職員が配達することによる郵便料の削減、電算システム借上げの再リース化、主要施策の成果に関する報告書等の印刷物を職員の自前印刷としたことによる削減等であります。

次に、公共施設の維持管理運営の見直しにつきましては、市道の一部や市有地の草刈り業務等を業者委託せず、職員で行い、2カ年で1,343万5,000円を削減いたしました。

次に、事務事業の見直しにより914万円を削減いたしました。内容は、できるだけ随意契約から入札に切りかえることにより、削減したものであります。

次に、補助金、負担金の削減につきましては、各種団体の運営費等に対する補助金の一律削減等により、2カ年で1,065万2,000円の削減となりました。

次に、市議会議員の定数見直しにより1,646万円が削減されました。

以上、歳出削減の総額は7,318万9,000円で、2カ年の目標額7,000万円に対し、318万9,000円多く削減が図れました。

なお、当初計画から大きく立ち遅れている施策につきましては、特になく考えております。

次に、財政健全化計画及び行政改革大綱2005の見直しについてであります。ただいま申し上げ

ましたように、財政健全化計画につきましては、当初の計画とかなりの乖離が生じておりますので、行政改革大綱2005とともに、第4次実施計画の策定にあわせ、平成20年度に見直しを図る予定であります。

次に、ビッグひな祭りの到達点をどのように評価し認識しているかについてであります。平成13年から実施したひな祭りも本年で8回目を迎え、来場者も回を重ねるごとにふえ続けており、昨年度ではデスティネーションキャンペーンに伴うプレ公開を含め、延べ人数で39万8,700人の来場者を迎えました。本年度の来場者につきましては、前半の悪天候が大きく響き、来場者は前年に比べ減少となりました。

勝浦ビッグひな祭りは、多く各メディアにも取り上げていただき、また、観光事業者の観光商品としても価値が高いと評価されております。

そのような状況の中で、このビッグひな祭りを契機として、勝浦市の名を広め、多くの方に勝浦市に来ていただくことによる経済効果は大なるものがあるものと考えております。

また、ビッグひな祭りにおいては、リピーターの方が非常に多くなっているようであります。市の商工関係者はもとより、市の産業振興によい影響が出ているものと認識しております。

2点目の実行委員会等による総括議論の中で出されている意見につきましては、毎年、年度初めに開催している実行委員会において、前年度を総括するとともに、反省を踏まえた意見の集約を行っております。

この中の意見等については、次回開催に向けての意欲的な意見が多く、また、個別事項に対する改善すべきことなど、前向きな意見が出されております。

主な意見といたしましては、運営費の収入確保として入場料金を取れないか。募金を各会場で集めているが、方法に問題がないか。会場の案内人があるとよいなどではありますが、次回からできるものはすぐに対応するようにしております。

3点目の入場料徴収問題についての経過と今後の対応に対する見解についてであります。入場料徴収に関する意見が最初に出たのは、平成17年4月の実行委員会 のときであります。この時点では、イベント運営費はひな人形を受ける際の保管料とひな人形保存募金が主な収入源であり、財源の不足から固定的な収入を確保するためとして入場料の徴収について意見が出され、平成18年の第6回ビッグひな祭り実行委員会第2回総会において等身大享保雛を展示する市民会館ホールへの入館料として料金を徴収する旨の決定がなされましたが、料金を徴収するには施設として抱える問題も多く、さらに内容の整備も必要であるとの判断から、料金徴収による財源確保は現時点では適当でないとの判断をしたところであります。

今後については、メイン会場としての施設整備と全体的なイベントのあり方を充実させることが先決と考えておりますが、今後、実行委員会や関係する諸団体の意見も聞いた上で、今後のひな祭りイベントの方向性を含め、十分協議した上で検討していきたいと考えます。

第4点目の実行委員会やボランティアスタッフ組織の充実・拡大についての考え方ではありますが、市商工業と市全体の活性化を図るべく、市民が積極的に参加したまちづくりを推進するために実施しているこのイベントについては、その主体を市民に置き、実行委員会を組織する各種団体や市民ボランティアにより運営されています。ビッグひな祭りに関しましては、その運営方法も含め、全国的にも有名なイベントに成長しております。

議員ご指摘の課題を、過去の経緯を含め、十分に検討した上で、今後の運営に関しても、市民を

前面に置いた組織づくりにより、市民が積極的に関与できるよう、全体の内容をいま一度精査すべきことと考えます。

次に、ごみ収集における高齢者対策についてであります。まず、本市のごみ収集方法につきましては、現在、集積所単位で行っております。この集積所の設置に当たっても、利用者の利便性や管理の問題等から、地域の実情を把握している各区の区長や利用者の代表者からの申し出により、交通や収集業務に支障を来さないよう配慮し、新設、位置の移動、廃止等の要望を受け、対応してきているところであります。

ごみ集積所の配置につきましては、関係区の道路事情や住宅地の状況等により、ご指摘のとおりであるものと思います。

今後のごみ集積所の配置等につきましては、特に高齢者世帯等からの排出の利便性を考慮した配置について、各区長さんの意見をも踏まえ、考えてまいりたいと思います。

以上で水野議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 質問の順序に従って、2回目の質問をさせていただきます。

まず第1の三位一体の改革が、「当初、このまま行けば再建団体に転落することも現実としてとらえなければならぬ」、それは当時の状況で判断した。しかし、平成16年、17年、18年の3カ年で小泉流の三位一体の行財政改革が終わって、全貌が明らかになって、それに踏まえて再調査してみたところが、影響額が1億9,825万5,000円の減にとどまった。こういうお話でありました。これは既に昨日、前段者の2人の方もこの問題に触れておりますので、余り細かいことは申し上げません。当時、私が説明を受けた数字とはかなり違って、平成17年、18年には回復していると、私自身、そのように認識をしているわけです。

ただ、言えることは、市民税、固定資産税がこの10年間に相当程度落ち込んでいるということは、間違いない話でありまして、この点については、本来ですと財源保障機能、財政調整機能の2つの機能を発揮すべき地方交付税が発揮されてない。市民税、固定資産税、個人市民税、法人市民税の落ち込みが激しく、さらにその後、例えば、介護保険だとか、今度、後期高齢者医療制度の導入だとか、いろんな国の施策がどんどん下に押し寄せてくる。こういう状況の中で、勝浦市の財政が極めて厳しくなっていることは間違いない。

ただ、きのう行政側の答弁にもありましたように、全国的に見ると、勝浦は上から3分の1の中にかろうじてぶら下がっている。その下には3分の2の市町村がなおあると、こういうことを言っていて、今、直ちに財政再建団体になるというような状況にはないというふうに認識を改めている答弁が昨日なされたので、私は昨日の答弁が現実を踏まえた答弁、このように理解をしているわけでありまして、ただ、厳しさについては変わりません。相当厳しいことは間違いない。

ちなみに、先ほど申し上げましたけれども、例えば、個人市民税というのは10年前、平成8年は7億3,000万円を超えていた。法人税が2億1,000万円、固定資産税が13億7,500万円、これが平成17年、10年たつと市民税の個人市民税が5億9,640万円、法人税が1億2,928万円、固定資産税が12億2,400万円、相当数の落ち込みであります。これが全然補てんされていないのです。事業ばかりふえている。だから、非常に大変だということはよくわかります。

ただ、これから第4次実施計画を立て、さらに次の総合計画をつくり上げていく上では、現実をきちっと踏まえた上で、現実を直視した上で実力にあった計画を立てる必要があるだろう。そうい

う意味で、私はこの質問をしたわけでありませんが、そういう点で、先ほどの答弁にあるように、平成20年度中にこの行革大綱2005と財政健全化計画の見直しを行う、こういうことでありますから、私はその答弁を受けとめまして、ぜひその中で、現実を踏まえた計画を練り上げていただきたい、このように思うわけであります。

財政健全化の歳入の部分について、この計画の中でゼロというのがある。私は1回目の質問でも申し上げましたのですけれども、毎年毎年、決算になると徴収率、悪いよ、徴収率、上げなさい、こう言っているわけです。課長を動員して行政側は一生懸命努力、奮闘する。だけど、毎年同じ。ほかに何か方法がないものなのか。たまたま1月21日の「クローズアップ現代」というのがNHKでやっていました。これは国保税を中心に放映されたのですが、もとは市民税。多重債務を抱えた市民をどうやって救うのかというところから出発して、滞納している市民を全部個別具体的に各課統合して対策委員会を開いて、情報を一元化して、個別に対応する、こういうことをやった「クローズアップ現代」が放映されました。非常に示唆に富んだ中身だろうと思いました。これがいまやセーフティーネットになっている。滋賀県の野洲市、これは人口5万のまちですけれども、ここでやられていることは、例えば、税務課、社会福祉課、児童家庭課、学校教育課、これは多分、給食の関係だと思うんですが、国民年金課、商工観光課、高齢福祉課、健康推進課、こういう課が市民課を中心に、全部情報を持ち寄って、この中で滞納している者を全部拾い上げて、その人たちの生活実態、収入、家族構成から健康状態、一切合財、全部調査して、それで税相談に応じている。ですから、ここには資格証明書は発行しなくて済む、こういう状況が生まれて、命のセーフティーネットと言われているのです。

国保税と市民税、一緒にごちゃごちゃに論ずるつもりはないのですけれども、先ほど質問しました中で、欠格条項、減免条項を適用したのが市税で1,206件、固定資産税で1,313件、国民健康保険税で減免措置をとっているのが1,358件ということで報告がありました。さらに、平成18、19年で、市税条例第51条第1項で2件、固定資産税には相当あって、第1項、第2項、第3項で21件、11件、1件、国保税で第2号で9件、3件、こういうふうに減免措置をとっているのです。滞納している件数が2,400に対して390件が無理かなど、2,010件が可能と、こういうふうに答えている。可能な人がこんなにいるというのは本当ですか。可能と判断する基準は何ですか。そこのところが私は非常に問題ある。

国は、介護保険もこれからの後期高齢者医療制度も月収1万5,000円以上ある年金受給者からは天引きしちゃうんですよ。月に1万5,000円、年間18万円あれば、担税能力あり、可能だという判断でしょう。国はそういう判断したからむしり取るわけです。市はこういう判断のもとに、2,010件も可能だと考えているんですか。その基準をひとつ明確にしてもらいたい。

国保税も払えなければ、固定資産税も払えない、いろんな税が払えない、本当に払えない人が市民の中にいるんです。その人たちからむしり取れなんていうことは言えませんよ。そういう人たちには減免する、免除する。しかし、その中で本当に払えるのに払わない、こういう人もいます。私の古い友達の弁護士は、国民健康保険税なんかあんな高いもの払えるかと。払わないで、病気になったら自分で払えばいいのだと、私は金持っている、こういうのがいました。そういうのも中にはいるんです。だけど、国の制度として市がやっている以上、払える人間に対して断固とした措置をとらなきゃいけないでしょう。それでなかったら、まともに払っている人に申しわけない。

昨年7月に1億円の国民健康保険税の戻しをやりました。相当程度国保税が下がっている。今、

国保税で滞納しているのが、記録によると4億2,600万円あるわけでしょう。私はこの中から1億円、現年滞納がなくなれば、今払っている人たちも相当の肩の荷が軽くなる。行政として、そういうきちんとしたはじめのついた徴税をやらないと、議会のたびに議員からけつひつぱたかれる。それに対して決意表明をやる。しかし、結果はいつも同じ。こういう状況から脱却できないじゃないか。

ですから、ぜひ基準を明確にして、その基準に基づいて滞納者2,400件あるうち2,010件が支払い可能だと考えているのかどうか、ご答弁をいただきたい。

行政が一番目をつけなければいけないのは、市民が生きることを奪うようなことはしてはいけない。そのために最大の配慮を払わなければいけない。と同時に、制度として国が悪いんだ。国が悪いには違いないのです。この間やってきたことはそうでしょう。三位一体の行財政改革なんて格好のいいこと言たって、国の赤字を県や市町村に垂れ流し、押しつける。県は県で、国の二番せんじで、その赤字を市町村に押しつける。市町村は押しつけるところがないから、だからいろんな問題が住民の肩にかぶってくる。一番悪いのは国なんだ。それははっきりしている。それは、国にやらせなきゃいけない。とは言ったって、行政側にしてみれば、今、土俵をつくって、その土俵の中でやらなければいけない。まともに対応している市民に不満を持たせないように、生きることに精いっぱいの人たちには、それなりの配慮をするような行政が必要だろうというふうに私は思うのです。ですから、滞納の部分については、もっときちっとした対応をしてもらいたい。

ですから、一番端的な例で申し上げている。横断的に2,400件あるのだと。市民税、固定資産税、国民健康保険税、このほかにもあります。給食費だとか、あるいは市営住宅の入居料だとか、いろんな市に払わなきゃいけない問題いっぱいある。だけど、この3つを中心にしても、きちっと徴税対象を分析をした上で対応することが必要だ。そのときに、払えるか払えないかという基準があいまいだったら、どうするんですか。市長の基準と国の基準が違う。徴税担当者の基準が違う。これではどうにも比較のしようがない、この辺を明らかにしていただきたいと思います。

○副議長（板橋 甫君） 水野議員の発言中でございますけれども、11時15分まで休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時15分 開議

○副議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

水野正美議員。

○15番（水野正美君） 税の問題をお伺いしたのですが、続きまして、財政健全化計画の中で今度、もう一つ、手数料の問題。大きく穴があいているのがごみ関係の問題です。去年から議会でも大分問題になりました。市民に十分理解を得た上でということできんざんやって、行政側もそれにこたえるような形で相当数、住民説明会はやられたと思います。いまだかつてなかった。その努力には敬意を表します。

ただ、私は行政側の説明を聞いていて奇異に思ったのは、手数料の有料化、ごみ有料化の問題は、清掃センターが主体になって財政担当者も企画担当者も来てないのです。どういうことが説明されるかということ、ごみの減量化のための分別収集と有料化。そうすると、ごみの有料化はあたかも減量化のための一つの手段のような受けとめ方をされる部分もある。もちろんごみの減量化、分別収集、これはこれ一つとして大きな課題です。だけど、ごみの有料化というのは、基本的な発想はど

こから来たのか。財政健全化計画の中から発想されて、これがやられた。だから、財政問題に絡めた話をしなかったら市民はわかりません。担当課の説明は、施設が老朽化しているから修繕に金がかかるんだ、将来的には、広域のごみ処理施設もつくらなきゃいけない、こういうごみの話なんです。それはそうです、ごみ有料化の問題なんだから、ごみの話しなきゃいけない。だけど、発想は財政健全化計画の一つの柱として出されている。これは一般ごみだけじゃないですよ。し尿処理だってそうでしょう。し尿処理は既に平成18年、1年先に値上げされている。これも市内で2,000世帯、市は合併浄化槽を設置しろということで奨励金も出して、補助金も出してやっている。だけど、し尿のくみ取りをいまだにやらざるを得ない。うちの娘なんかいまだにやっています。この間も水が出たら、くみ取りだから、途端にトイレがいっぱいになっちゃった。これも全部自前でやる。こういうものやるときに、市民に対してきちっとした説明をし、しかも、財政的な弱者に対する配慮というものについてきちんと打ち出してやらなければいけない、私はそう思ったから、経済弱者に対してどうするんだ。生活保護世帯は、その生活扶助費の中で消化できる。生活保護世帯よりもっと厳しい年金生活者がいるんじゃないの。生活保護世帯の倍の340何世帯で何人いるのか、こういうことまでわかる。あれこれやったあげく、行政側は年末助け合い運動の受給世帯を対象に民生委員にお願いをして、福祉協議会の事業として行うというところに落ち着いた。

何が言いたいかというと、こういう計画を立てながらやっていることがちぐはぐだというの。だから、1年半おくれたでしょう。そういう点で、私はこの見直しをするなら見直しをするように、立てた計画がどういうふう到现在まで取り組まれてきたのかということを引きと総括してほしい。総括した上で、新しい計画を見直ししてほしいと思うのですが、この点についての市長の答弁をお願いしたい。

あわせて、これから見直しする場合に、私は財政問題と絡んで多額な財政支出を余儀なくされている事業が山積している。こういう状況の中で、今問題になっているのは市民文化会館。これだって大変な財政負担になります。これはまた後で触れますけれども、そういう問題を含めて、今回、厳しい厳しいと言われた平成17年、18年、19年度に行われた市の新しい事業、あるいは従来の事業を拡大した事業、ざっと拾い上げてみると、結構あるのです。国民健康保険税条例が平成18年3月議会において改正されました。今までの6割、4割から7割、5割、2割に改正された。一銭も金がかからなかったわけじゃない。6割、4割のときの金額と7割、5割、2割にしたときの金額、この差額は6,366万2,140円ある。この4分の1は市の財政負担です。2分の1が国、4分の1が県、残りの4分の1は市の財政負担です。

生活保護費は、10年前と比べると1億円上がっている。そして、平成16年の生活保護費のうちの扶助費2億3,780万円が、平成18年度の決算では3億589万円、約6,800万円の増。これも4分の1は市の持ち出し。平成19年度と平成16年度を比べると、3億2,317万円が12月補正まででの数値ですから、平成16年対比では8,500万円を超える一般会計からの支出増になる。この4分の1は市の財源から投入せざるを得ない。

児童館が開設されました。大変評判がよろしい。約9,250万円の事業費で、平成16年度に完成して平成17年度から運営が始まったけれども、ランニングコストが年間1,430万円かかる。平成18年度以降も恐らくこれでしょう。

そして、放課後ルーム。この3月の定例会で提案されているうへの放課後ルームで4カ所。そうすると、全体で2,167万円の運営費になるわけです。

これは私は過去の議会でも言いましたけれども、後期高齢者医療制度開始に伴う事業として7,300万円を超える準備事業がやられた。国から押しつけられた。幾ら国からの補助が来るのか。700万円程度。あとどうするのか。明らかでない。市町村会を通じて、国に要請しているというのが市長の話です。

そのほかにも、平成17年度に火葬場がオープンして、4億4,520万円、小学校の改築工事が平成17、18年度の2年間にわたって約9億2,000万円で行われる。そして、平成20年度にはなお3,000万円かけて野外教育環境整備事業が行われようとしている。こういう新たな事業、そして、今までの事業でも自然にふえていく事業費、そういう事業が、こんな厳しい財政状況の中で山積している。そういう中で、市民文化会館をどうやってつくるのか。広域ごみ処理施設の建設をどうするのか。老朽化している給食センターや、昨日も出ましたけれども、保育所、幼稚園、その他諸々の老朽施設をどうするのか。こういうことを考えた上で、入りをはかり出を制する、こういうことでやらざるを得ないのではないのか。こういう点を含めて、実現可能な計画をぜひつくってもらいたいというふうに要望しておきたいと思います。

そこで、私は質問するのですが、今度見直しを行う場合の基本的なスタンスは、どのようなスタンスのもとでつくろうとしているのか、見直しをしようとしているのか、基本的な考え方を聞かせたい。

行革大綱2005と財政健全化計画は、まごまごすると財政再建団体に転落することも現実の問題としてとらえるという認識のもとでやられた。今度は、どのような認識のもとに、どのような計画を立てようとしているのか、この辺について聞かせたいと思います。

勝浦市には、米軍に対する思いやり予算もありません。道路特定財源もない。政府特殊法人の埋蔵金もない。この間、テレビ討論会で伊吹幹事長が、埋蔵金と云って無限にあるわけじゃない。当たり前の話だ。無限にある埋蔵金なんてあるか。ないことはない。何兆円の単位で持っている。勝浦市には、そういうものもない。そういう状況の中で、これから厳しい財政状況の中で、本当に市民のための、市民こそ主人公の政治を貫徹していく、こういう基本的な立場に立つならば、私は入りをはかって出を制し、市民の理解を得た上で、一つ一つ行政をこなさなければならないだろうと思うのです。そういう点で、ぜひ市長の基本的な考え方を聞かせたいと思います。

ビッグひな祭りの問題。私は、ビッグひな祭りは勝浦市が行っているイベントの特徴的な問題だと思う。ほかにもカツオまつり、いんべやフェスタ、さらにはコスモスフェスタ、夏に行われる若潮まつり、いろいろあります。そういう中で、なぜビッグひな祭りが中心になって取り上げられるかということ、これが一番長くて一番人手を必要として、イベントのさまざまな問題が集約的にここにあらわれるから。このビッグひな祭りを完全に、本当に市民が中心になって、行政も一体になってまち起こしのために、それこそ市民こそ主人公で市民がそれをやる、こういう体制ができるなら、ほかのイベントだって私は立派にこなせると思います。イベントをやったって、それでもってまちが活性化するわけではないし、税収が上がるわけではない。当然です。イベントなんて一過性の問題なのです。

問題は、市民が自分たちの力でまちづくりをしようという機運をどういうふうに醸成していくのか。そういう一つの大きなきっかけとなって、市民が結束していく、そういうイベントとしてビッグひな祭りの意味が、もちろん皆さんが多く言われるように、有名になります。外からたくさんお客さんが来ます。勝浦にもいろいろ落ちるでしょう。落ちたって、個人市民税や法人市民税が上が

っているわけではない。そんなのは無駄だということのだったら、やらないほうがいい。行政は株式会社ではないから、投資したら幾ら戻さなければいけないというものではない。まちづくりの上で、市民生活の上で、どうなのかということ基準に置いて、このイベントの問題を真っ正面から向き合いたい。その場合に、特徴的な問題として、ビッグひな祭りがある。だから、ビッグひな祭りを本当にみんなで大事にして育てていく必要がある、このように考えるわけです。

そういう点で、市長は入場料の問題について検討する。いろいろな条件、入場料を取るなら取るなどの条件、内容の問題もあるだろう。これからいろいろ実行委員会や団体と相談しながら諮りたいということでもありますから、それはぜひ、そうしていただきたいというふうに思います。

それは、率直に言って、どういう議論がされているのかということ、情報を公開してほしいなと思うのです。というのは、話し合われているのを門外漢で、自分が大したことをやってないのに、あれやこれやくちばし入れる筋合いはないから、本当にやっている実行委員会の方々に全部任せて、あとはみんな市民は口を閉ざしている。だけど、今年なんか特に典型なのは商店街で、個人のお店にいろんな飾り物をやっている。あの竹岡さんという洋服屋さんをテレビで見た。あれ、見たことあるなと思ったら、泥でつくった何だかエキゾチックなひな人形を飾って、NHKのテレビで紹介されていましたが、そういう市民が協力していく、つくり上げていく、こういう運動としてビッグひな祭りというのは評価すべきだというふうに思うわけです。ですから、大事にしていきたい。

大事にしていくためには、それなりに資金が必要なのです。実行委員会の皆さんだって、そうだと思うのです。1体5,000円いただいて、はい、それでおしまい。その範囲で全部やれ。それは無理だ。しかも、興津だとか、上野だとか、松野とか、そういう勝浦市の各所にひな祭りの展示を拡大していくというふうになれば、そっちのほうの人たちも無報酬であるけれども、車を動かすにしたって何したって、今、金のかかる時代ですから、多少の資金は必要なのです。そういう資金を中央できちっとプールして、そういうところにも配慮しながら、市全体としてひな祭りを充実させていく、こういうことも含めて、これからご検討いただきたい。

そういう点で、市長がそういうものを含めて、内容的なものも含めて、実行委員会を初めとして皆さん方と十分相談しながらやっていく、こういうことを述べておられましたので、ぜひ、そういうことで私は了としまして、そういう方向で進めていただきたいということを申し添えておきたいと思えます。

ごみの収集場所です。これは率直に言って大変難しい問題で、市だって区にいろいろお願いをしているわけですから、余り強いことは言えない。区のほうだって、今、みんな高齢化していますから、だれか近所で暇でそういうのを無料の奉仕をしてくれるご近所さんがいれば、その人がまち中でも散らかったごみの整理をしながら、ごみの集積所を管理してくれている。ネットも出してくれます。だけど、そういう人がいなかったらどうするのか。在方で非常に広いエリアで、そういうことを5つも6つも7つもつくったら、そこは管理し切れないという問題も確かにある。心ない人が、集積所へぽーんのごみを捨てていく。散らかし放しになっちゃう。だったら、1カ所に集約しちゃえという気持ちもわからないわけではない。だけど、そうすると困ってしまう人がいる。残念ながら、私はこうしたらいいんじゃないかという案がないのです。ですから、余り口はばつたいことは言えないのだけれども、これは行政の担当部署で、関係者と十分協議しながら善処していただきたい。これはお願いでございますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。徴収可能件数、約2,000件ということで申し上げてございますけれども、この中には、例えば、臨時戸別徴収の中での納税相談等によりまして、少額であっても納入していただいている方を含めた件数でございます。

また、可能としている判断の基準ということでございますけれども、私ども税務課の中に徴収班、7名ございます。その中で各職員が地区を分担して処理に当たっているのが実情でございます。したがって、各滞納者の家庭には、それぞれ職員が訪問して相談し、その中で状況等判断した中で対処しているというのが現状でございます。国等で設けてあります基準というものは、現在のところはあります。

ただ、こういう厳しい状況の中で、税務の世界、これは茂原税務署管内の税務協議会とか、また、都市税務協議会、そういうところでいろいろこういう問題に対しての意見等の交換がございます。そういうところの意見を参考にいたしまして、今後は対応していきたいと思っております。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私は今回の3期目の立候補に際しまして、第1として健全な財政運営の確立ということを上げてまいりました。それは行革大綱2005の健全化計画の見直しを当然、頭に入れ、その見直しが十分いかないと、将来に禍根を残すと。その基礎となるべき考え方は、まず現在に至るまでのいいところ、悪いところ、ネックになっているところを全部網羅して、それを一つ一つ追求しながら、それをクリアするためにはどうあるべきか。どういう体制で、どうしなければならないかを考えていかなければならないというふうに考えております。したがって、今回の見直しについても、これはさらに将来的に国の財政補助が少なくなるということを見越しながら、自力でこのまちを運営していくという観点からとらえていく必要があるだろう。そのためには、かなり厳しい見方を持ってしなければならない、そう考えております。

先日の一般質問にもお答えいたしましたとおり、市民の皆さんにご理解をいただき、応分の負担をしてもらわなければいけない場合も出てくるだろう。そういう考えで現在、来年度から取り組んでいきたいと、そう思います。したがって、将来を見据えた現在の財政状況の中で、クリアすべき点は何と何で、それをどういうふうに将来、実行していく、その辺までの手当てがなければ、計画としての見通しは十分でないというふうに考えております。

したがって、私たちが今できることは、今までの市役所の中での内部管理費、そういったものはどうだったのか、マンネリの中でずるずるとやってきてしまっていたのが、かなりあるだろう。それをただすのも職員の意識の改革も必要です。そういうことを一つのファクターとして上げて、ネックとなっているものを逐一クリアできるような具体的な体制をつくり上げる必要がある。そして、将来の見通しのできる計画をつくりたい、そう考えております。

○副議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。水野正美議員。

○15番（水野正美君） 最後の質問ですので、簡単にいきたいと思うのですが、滞納者の基準がはっきりしないのです。2,400件に対して390件、これは首をかしげる。2,010件が可能だと。可能な人たちに対して、どういう対応をして、その結果がどうなのか。どうしても無理だと。要するに、基準がはっきりしなければ、無理か無理でないか判断できないではないですか。私が聞いたのは、国は、介護保険にしたって、後期高齢者医療制度にしたって月に1万5,000円の年金があれば天引きしちゃうんでしょ。18万円あれば天引きしちゃうのです。国は担税能力あると思うからむしり取っちゃうんでしょ。そういう立場に勝浦市の行政として立てるのかと。立てないだろう。だれが見た

って無理なのは無理なんだ。だったら、無理なものは無理なように扱わなきゃいけない。無理でない、これは可能なんだといったら、ちゃんとした対応しなきゃいけない。その判断基準がはっきりしない。横断的に滞納している人もいる。

税務課が対応して、いろいろ努力をしています。努力をしているのはわかる。努力していないなんて言わない。努力した結果、どうにもならないのはどうするのか。担税能力はあるとして、あるのだったら、あるようにどう対応するのか。この辺が全く明らかでない。今年の9月議会で設置される決算審査特別委員会や何かで議論すると、またぞろ、これが出てくる。私が議員になってから10何年間、徴収率、収納率、ずうっとこれです。これはアップしなかったらどうにもならない。どうするんですか。

課税客体、徴収する市民の実態を見た上で、何回も言うようだけでも、生存権を奪うような税のむしり方はだめなんです。そんなことできないんだよ。だから、そんなのはきちっと手続をとってあきらめちゃったほうがいいの。そして、本人たちが生きられるようなことを考えてやらなければいけない、多重債務者だったら多重債務者なりに。あるいは、健康上問題があるのだったら、そうした特別に市長が認める者というのを適用したっていいじゃない。その上で、徴収可能である、支払い可能であるとあなた方の常識で判断して、認められるものに対してどういう態度をとるのかということをお聞きしているんです。国に聞いているんじゃないんだ。国は1万5,000円の年金があれば、むしり取れと言っているんだから。

そんなことできないから、だれが見ても、常識的に見ても徴収可能、支払い、納入可能だという者が一体どのくらいいるのか。率直に言って、私は余りいないんじゃないかと思えますよ、こんな小さなまちで。個人市民税が上がらないと嘆くようなこういう状況の中では、本当に少ないと思う。少ないと思うんだけど、その中でも支払い可能である、納入可能であるという者があるなら、あるようにきちっとした対応しないと、ずるずる、いつまでたつたってはじめがつかないし、払っている人間がばかを見るなんて言われて、そんなことを言われたら、行政当局としてはメンツないでしょう。

だから、やるべきことはきちんと、道理に基づいてやってほしいと思うんです。端的に聞きますが、担税能力あるというふうに認めて、税務課としては認めているんだけど、払ってもらえない件数は一体何件あるのか。プライバシーにかかわるから名前はいいい、件数だけで結構です。そういうものがあるとすれば、そういう者に対してどういう扱いをする考え方なのか、端的に聞きますから、端的にお答え願いたい。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平税務課長。

○税務課長（藤平光雄君） お答えいたします。数値的なものは、この場では出せませんが、はっきり言いまして、さっきの2,010件の中には、先ほど申しましたように、いろいろな条件の方がございます。そういう中で、基準がはっきりしないということでございますけれども、例えば、家庭の構成とか家族数とか収入状況、諸々、それぞれが条件が違うものでございます。したがって、統一的な基準というものがつくれてないのが現状かと認識しております。

ただ、この件に関しましては、先ほども申し上げましたように、いろいろよその自治体でも同じ悩みを抱えていることと思っております。今後は、そういう協議会の中でいろいろ勉強いたしまして、いい方向に向けていきたいと考えております。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 午後1時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

[13番 丸 昭君退席]

○副議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

[3番 根本 譲君登壇]

○3番（根本 譲君） 私は、平成20年3月の定例会議におきまして、市政に対する一般質問を行います。

まず、質問に入ります前に、2月19日未明に起きました新勝浦市漁協所属の漁船「清徳丸」と海上自衛隊イージス艦「あたご」の衝突事故で行方不明になっている吉清治夫さん、哲大さん親子が一日も早くご家族のもとに帰られますようご祈念申し上げますとともに、捜索に当たってくださって地元船団の皆様、また、関係各位に改めて敬意をあらわすものでございます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

精神障害を正しく理解するために、中高生向け教育プログラムが開発されました。これは精神疾患を正しく知ること、偏見除去につなげようとするものであります。先日、その関連のセミナーに参加させていただきました。題は、「小・中・高等学校教育関係者に向けた10代のメンタルヘルスセミナー」というもので、東邦大学医学部教授の水野先生、千葉大学准教授の藤川先生の講演、また、パネルディスカッションでは両先生のほか、県立船橋高校の渡辺養護教諭、当事者の古川さんを招いて非常に意義深いものであります。

内容を要約いたしますと、統合失調症を初めとする精神疾患は思春期から青年期に発生すると言われますが、教育の現場での理解は低いように思われ、中高生への教育もほとんどなされていないとのこと。残念ながら、我が国では昭和52年に中学、高校の学習指導要領で保健体育から精神の障害が削除されており、現在に至るまで精神の健康について触れられていても、主な精神疾患、障害についての教育は行われておりません。それでも、近年は総合的な学習が導入され、福祉に関する授業が多く行われるようになり、ハンディキャップを持った人についても、子供が学ぶ機会が少しずつ増えてきました。しかし、そこで取り上げるのは視覚や聴覚のハンディキャップや肢体不自由といったものが多く、知的障害や精神疾患を取り上げることは、まだ少ないようです。

また、抑うつ傾向の中学生が多いことが報じられるなど、いわゆる心の健康は中学生や高校生にとって大変重要なテーマになっています。統合失調症も10代で発生するケースが多く、中学生や高校生にとっても決して遠い病気ではないはずです。

現在の日本は、何事にも余裕がなくなり、調子の悪い人を受け入れたり、疲れたときにきちんと休んだりするおらかさが多くの場所で消えつつあります。また、空気が読めるということを過度に求める風潮があり、コミュニケーションが得意でない人は、これまで以上にストレスを抱えざるを得ない状況が進んでいます。中学生や高校生には立ちどまって、こうした状況の持つ意味を考える機会が必要だと思えます。

今年になりNPO法人や専門家、当事者家族、製薬会社が協力し、初の中学生、高校生向け教育プログラム、心の病気を学ぶ授業を開発しました。統合失調症を例に当事者の生活の様子も交えて理解を深めるもので、プログラムは50分授業で2時間構成、1時間目は1人の当事者の経過をたど

りながら、外からはわかりにくい病気であること、10代から20代で発症しやすいこと、早期治療で回復可能なことを学びます。2時間目は、回復しても生活のしにくさが残る当事者の社会参加の様子を知り、当事者とのかかわり方や社会の支えについて考える。いずれも、映像や写真、当事者や家族の生の声などを教材に用いて理解を助けるようにしたものです。開発に協力した当事者家族団体の方からは、今の社会において精神の障害、病気のことをおおっぴらに話せない現状があり、よくわからない先が見えない中で苦しんでいる人はたくさんいる。学校教育の中で正しい理解をすることは大事であると話しています。また、精神神経学会の佐藤光源東北福祉大学教授は、早期に対応できれば予後がいいが、偏見があり、なかなか受診できない。こうした教育は医学的にも意義があると述べています。

本市におきましても、ぜひ、心の病気の授業を小学校高学年、また中学校でやっていただきたいと思いますが、お考えをお聞かせください。

登壇での質問は以上でございます。

○副議長（板橋 甫君） 教育長から答弁を求めます。松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君） ただいまの根本議員の一般質問に対しお答えいたします。

精神疾患を正しく理解するための中高校生向けの授業の実施についてであります。時代の変化や複雑化する人間関係等からストレスを感じ、精神疾患で悩む人々は年々増加しており、発症する年齢が10代というケースも多くなっているという聞いております。議員ご指摘のとおり、当事者及び家族関係者の苦しみははかり知れないことと考えます。

さて、現在の中学校教育においては、保健体育の授業で心身の機能の発達と心の健康を扱う学習、道徳の授業では生命のとうとさを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重することを扱う学習、さらに人間には弱さや醜さを克服する強さや気高さがあることを信じて、人間として生きることの喜びを見出すことを扱う学習を行っています。また、総合的な学習の時間の中では、福祉に係る学習を取り上げる学校も多くあります。また、日常の学校生活の中では、発達障害の生徒と接する機会をできるだけ多く持つように心がけ、その接し方についても指導をしているところです。

しかし、統合失調症等の精神疾患について生徒が学ぶ機会は皆無に等しい状況です。また、医薬品の進歩や心理療法の確立により、早期に適切な治療を受けることで症状の改善、日常生活や社会・学校生活へ適応が可能になることを知らない生徒も多々おります。

このようなことから、中学校教育の中で精神の障害、病気のことについて正しく理解する機会を設けることは大切であると考えます。そこで、今後の取り扱いといたしましては、心の病気を学ぶ授業に係る教育プログラムについて調査・研究後、各中学校に紹介し、それぞれの学校がそれぞれの児童・生徒の実態に応じて、活用について判断していく方向で進めてまいりたいと考えております。

以上で根本議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○3番（根本 譲君） 答弁、ありがとうございました。統合失調症というと、なかなかぴんときませんけども、同じ精神疾患であるうつ病、不安障害、摂食障害、特に過食症、拒食症でありますけども、これはよく耳にする言葉であります。統合失調症、昔は精神分裂病と言えば大体の人がわかると思いますが、これは1993年に統合失調症という病名にしたそうです。精神分裂と病名で診断され

ると、本人と家族は希望を失い、途方に暮れてしまう。病名そのものが持つ、人格否定的な響きと不治の病、伝染病、優生保護法の対象といった誤ったイメージが定着しているからだったと思います。実際、私もこのセミナーを受けるまではそう思っていました。

先ほども言いましたが、社会復帰をするためには早期発見、早期治療だそうです。統合失調症の始まりとして前駆症状が年々低年齢化しているとも言っていました。これは子供たちのインターネットなどの情報メディア依存の影響があると思われます。時間的影響として、乳幼時期から長時間のメディアの接触、携帯ゲーム機の普及、そして、身体的影響として視力の低下、最も重要なのが内容的影響でありますけども、暴力の表現や性表現の問題。深刻なのは大人のいない個室、かつ暴力の肯定であると思われる。当然、先生方は目を配られている、また、保護者との連携もしっかりなされていると信じておりますが、どのようにされているのか、確認の意味で質問いたします。

また、先日、勝浦若潮高校の先生と懇談をいたしました。高校の中途退学者で、最近ふえているのが高校生活になじめないというか、耐えられない子が多くなったということであります。中学生のときは保健室登校でも出席扱いされましたが、高校では保健室登校では単位がとれないからやめてしまう。それでも、中には3年間頑張って卒業した子もいるそうです。ただ、卒業してから一体、どんな生活をしていくのだろうと、心配もすると言っておられました。

質問いたしますが、当市の学校において、保健室登校をする生徒がいるのか。いるとすれば、これはどのようなメンタルヘルスをしているのか、お聞きいたします。

また、これらに関係して、教職員の不足と忙しさは全国の公立小中学校に共通しています。教師は、保護者の要求や事務作業に追われ、子供と話す時間や授業の準備が十分にとれないだけでなく、余りの忙しさに体を壊してしまったり、うつ病になるなどの事例も少なくありません。

文部科学省は、このような教育環境を改善し、公立学校の教師が子供と向き合う時間を確保するために、2008年度に公立小中学校の教職員を3年ぶりにふやすとともに、小学校を中心として7,000人の非常勤講師を配置する計画があると聞いております。

来年度より各都道府県が退職教員や経験豊かな社会人等を学校に非常勤講師として配置する外部人材の活用を推進するため、退職教員等外部人材活用事業がスタートします。教員の給与と同様、報酬の3分の1を国庫が負担する新規事業で、来年度予算案としても29億円が盛り込まれました。財政状況が厳しい中で、各自治体にとっては非常にありがたい制度ではありますが、各学校の校長が各都道府県の教育委員会に届けると、教育委員会は先生として正式に認め、給料を払うという仕組みであります。

幅広い経験や優れた知識、技術を持つ社会人が教育現場で活躍することは、当市においても先生方の負担軽減にもなり、子供と向き合う時間も拡充され、学校の多様化や活性化を目指す上で非常に重要であると考えますが、当市の見解をお聞かせください。

2回目の質問は以上であります。

○副議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。まず、1点目でございますが、子供たちの健康観察と申しますか、そういう子供の状況、また体の状況等につきましての学校のほうの対応でございますが、まず、朝、登校しまして、学級担任が教室に行きまして、健康観察と申しますか、子供たちが返事をしたり、元気ですかとか、そういう点を含めて、顔色を見ながら健康観察をしている状況

でございます。

また、各中学校では、学級担任でなくて教科担任といえますか、それぞれ教科の担任がおりますので、この方々もまた、授業の始まる前に顔を見ながら、あの子は朝ご飯を食べてこないから、きょうはどうなのかなとか、そういう個人的な配慮もしながら健康観察を行っているところでございます。

保健室登校につきましてですが、現在、保健室登校、年じゅう保健室にいるという子供たちはおりません。ぐあいが悪くなった場合は、保健室に行って、体のぐあいが悪い、または精神的にもいろいろ今、人間間のストレス等、価値観も多様化しておりますので、いろいろな子供たちがいる中で社会性もついてくるわけですが、そういうことで悩む子供もたまには保健室に通っている次第でございます。その折に養護教諭が教育相談といえますか、その子供たちの対応につきまして研修も積んでおりますし、その子の容体に合わせて対応しております。

なお、中学校につきましては、スクールカウンセラーと言いまして、毎日ではありませんが、週3日ほど来ておりまして、その人たちが子供たちの状況に応じてカウンセリングをするというような形になっております。ちなみに、小学校のほうでは、子どもと親の相談員ということで2校ほど子供たち、または親の相談を聞くという形で、これも非常勤でございますが、対応しております。

特別な非常勤講師といえますか講師といえますか、定数でない先生方についても今、千葉県でもいろいろ前向きに対応しておりまして、現在、いろいろきめ細かな指導といえますか、そういうものも含めて非常勤講師を学校の実態に応じて予算内でお願いしておりまして、そういう場合についてもお願いして、昨年度、何校か来ていただいております。

ボランティアということで、理科支援員ということで、理科の授業、今、教員のほうがなかなか準備する暇もないとか、いろいろな状況があるわけでございますが、それにつきましても理科支援ということで理科の実験の準備とか、後片づけとか、そういうものをするボランティアを勝浦市内でも今年お願いして、何回か来ておりました。

前は特殊教育と言ったのですが、特別支援教育という言葉に変わらしまして、この辺につきましてもボランティアということで、何回か来ていただいております、それについては県のほうで保険をつけて来ていただいております、1人の先生、昔は40人学級ということでやっておりましたが、それにつきましてもなかなか目も届かないところもありますので、いろんな悩みを持っている子供もいますので、それについていろいろ対応しております。

なお、先ほど発達障害という言葉でお話出ましたが、発達障害につきましては、平成18年度から夷隅郡市で夷隅地区特別支援連携協議会というもの立ち上げまして、ADHDとか、知的障害とか、LDとか、高機能自閉症とか、そういう子供たちについて学校でどんなふうに対応していったらいいかということでございまして、スクールカウンセラーを各学校に1人ずつ研修も含めて養成しながら、その中で巡回相談員とか、その辺についても対応しながら進めているところでございます。

また、人権教育といえますか、いろんなハンディキャップ持っている子供たちも現在いるわけでございますが、人権教育という立場からも学校教育の全体の教育活動を通じながら、平等といえますか、その辺については配慮もしなきゃいけないし、仲良くやっていかなきゃいけないしということで指導もしております。以上でございます。

○副議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） ありがとうございます。私の身近でも知っているだけで5人ぐらい統合失調

症という方がいらっしゃいます。これからますますそういった方が、このまま行きますとふえていく。ふえていくとなると、当然、財政のほうでありますけれども、福祉予算が膨張いたしますし、その抑止力にでもなればということで、今回の質問をさせていただきました。

3度目の質問をいたしますが、これは答弁は求めません。これは勝浦市内の方なのですけれども、ある手紙をいただきました。これを朗読して終わりにしたいと思います。

我が子が学校でパニック障害を起こし、救急車で搬送されたとき、授業を中断して付き添ってくれた担任の先生の手をぐっと握りしめていました。これが先生ではないでしょうか。病気に対して理解してくれる学校がふえれば、子供は心も楽になって、体も回復すると思います。あのときの校長先生、担任の先生方の言葉がなかったら、私はどんな逃げ道を選んでいたでしょう。子供たちの気持ちを、病気を理解してくれる学校をふやしてください。決して怠けているわけではないのです。皆、必死だということをわかってくれる学校をふやしてください。

以上であります。ありがとうございました。

○副議長（板橋 甫君） 続きまして、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君） まず、質問に先立ちまして、過日の悲惨な海難事故に遭遇され、いまだに行方不明になっておられる吉清治夫さん、哲大さん親子のご家族、ご親族の皆様方のお悲しみとご心痛をお察し申し上げ、心よりお見舞い申し上げます。お二人が一日も早くご家族様のもとへお帰りになられますよう、心から願い、お祈り申し上げる次第であります。また、捜索活動などの対応に当たられました外記新勝浦市漁業協同組合長を初めとする漁業関係者の皆様方や藤平市長を初めとする関係諸機関の皆様方のご尽力に心より敬意を表するものであります。国においては、このような悲惨な事故が二度と起こらないように、万全の対策を講じるよう強く望むものであります。

それでは、質問に入らせていただきます。

最近、一般質問も何回かさせていただいていますが、学んだことの中で、何を言うかよりも、だれが言うか、これで人が動くんだよと。何を言うかよりも、だれが言うかによって、人というのは動くのだよということを教わりました。今の議員生活の中で、一般質問でいろいろ質問やっていますが、その言っていることよりも、だれがという、まだポジションに行っていないのかなというような思いがしておりますが、とにかく言わせていただくことが私たち議員の仕事でございますから、市民の代表として言わせていただく、せつかくの場でございますから、させていただきますと。非力ながら、そういう思いで一生懸命質問させていただきます。

それでは、まず初めに企業誘致の促進についてお尋ねいたします。企業誘致の重要性を私が言うまでもなく、地域の活力アップや市民が輝くための未来の地域づくりに欠かすことができない極めて重要な施策であります。誘致に成功するかしないかは、地域の未来を左右するものであり、勝浦市における厳しい地域雇用状況、経済活動状況、そして財政状況を踏まえますと、企業誘致活動に真剣に、真摯に取り組まなければならない課題であると強く考えます。

企業誘致の成功は租税収入効果、地元雇用効果、とりわけ若年層の皆さん方への雇用機会の創出に大いにつながりますし、地元経済への波及効果と、大きく3つの効果が図られるものと期待、

また予測されるところであります。

私の経験で、平成元年から平成3年にかけて、前職の職場において行政視察の対応担当者として多くの方に接してまいりました。その行政視察に訪れる人たち、もちろん、自治体職員、あるいは議員、あるいは民間デベロッパーのたくさんの方と接する機会がありまして、どこの自治体でもこの3つの効果を図るべき、企業誘致への必死さが担当者の方々よりひしひしと伝わってきたものです。

それぞれの効果の数値を上げてお示しすると、いいな、ぜひうちのまちにも来てほしいなとか、また、これからもっと日参して、ぜひ候補地になるように働きかけなくちゃいけないよとか、そういうような素直な声をお聞きする機会に接することができました。

前職の施設は、昭和43年に開発に着手、昭和52年にオープンし、今年ではや31年目を迎えております。来場者も延べで約150万人、雇用者数も最盛期で、夏の約1カ月間で直接雇用者月200人、間接的協力会社雇用も含めると300人ぐらいは常時働いていたのかなというふうな思いがしております。租税収入も平成元年で、これは私が在職中に勝浦市役所に電話してお聞きした数字が、アウトでいいですからということで聞いたのが約1億円、その他の直接地元経済波及効果は取り引き等からかんがみて、直接で約5億円。現在の詳しい効果数値はわかっておりませんが、このような企業誘致効果があるわけでありまして。

それ以外にも重立ったものは、松野地先の工業団地にあるTOTO工場さんや三井不動産によるミレーニアの住宅開発など、候補地なり、企業事業所が進出しております。

昭和59年の開校の国際武道大学の経済教育波及効果などは企業の誘致はそれぞれの時代背景の違いはあるものの、多くの先人の英知と努力の結集が実を結んだものと確信するものであります。

本市でも勝浦市総合計画の第1章に掲げてあります海と山の活力を生かし合う華のあるまちづくり、第1節、産業が発展する仕組みづくり、第2節、地域資源を最大限に活用する仕組みづくりの柱の一つとして、企業誘致の推進を上げ、重要性を市も十分認識されていることと推察するところであります。

そこで、具体的にお尋ねいたしますが、1つとして共立メンテナンスによる行川アイランド跡地のウェルネスの森の計画の進捗状況についてお尋ねいたします。

1点目、開発行為に向けて整備計画の策定状況は、今現在、どこまで進捗しているのか、お聞きいたします。

2点目として、早期の開業促進について、市はどのような要請活動をされているのか、これについてお教え願いたいと思います。

3点目、計画案に対しまして、市としてどのような開業効果を予測できるのか。もし予測できていけば、租税効果、雇用の効果、地元経済効果というものについてお教え願いたいと思います。

次に、2番目としまして、企業誘致対策として市はどのように現在取り組まれ、またそういう実績を踏まえて現在取り組まれているのか、これをお知らせ願いたいと思います。

次に、大きな2点目で、道路整備と安全対策についてお尋ねいたします。

1点目としまして、本年4月5日零時より勝浦有料道路が無料化になります。これに伴う整備体制と安全対策についてお尋ねいたします。

1点目は、道路案内標識の設置や改善対策はどのように、今現在、進捗されているのか。

2点目、国道297号線から部原側進入路対策はどのように、県と協議、要望されているのか。

3点目、武道大学入口前交差点に信号機の設置が安全対策上、必要と思いますが、この認識と要望活動をどのように考えておられるのかをお教え願いたいと思います。

次の2点目で、勝浦中学校北側入り口の信号機のある歩道があります。これはアイオー商会さんの並びではありますが、一部未着工です。ここを通るたびに歩行者が一たん道路に出て、また歩道に入る。この繰り返し、中学生は自転車置き場へ行ったり、小学生はそこから帰りも行きも、あの信号機の横断歩道を通るために出っ張って、わずかな距離としても通行しています。これはもちろん私有地でございますので、県のほうも相当な意識があると思いますが、市としても通学、通勤、また、いろんな意味の安全対策を含めて、早急に未着工部分の解消が望まれますが、その意識とその対策方法はどのように考えているのか、お知らせ願いたいと思います。

終わりに、職員提案制度についてお尋ねいたします。これは過去のいろんな議会の中で、同僚議員も職員提案制度について触れておりますが、再度、私ももう一度質問いたします。

職員提案制度の意義の重要性については、過去の議会で答弁もありまして、市も十分に認識されているところであります。藤平市長の日々意識改革のスローガンの成果として、職員提案制度の有効活用が職員の意識改革の一つの大きなあらわれとなるよう、強くその実績に期待するところであります。そこで現在、職員提案制度の状況と活用について、どのような実績や取り組みをされているのかをお尋ねいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○副議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、企業誘致の促進について申し上げます。

第1点目の株式会社共立メンテナンスによるウェルネスの森計画の進捗状況についてのご質問でございますが、この開発計画につきましては、昨年11月に現状及び今後の見通しについて再度説明を受けました。当初の開発コンセプトであるシニア向けプロジェクトの方向性は今でも変わっていないとのことであり、具体的には団塊世代を主な対象に短期から長期滞在に対応したホテルや定住型コンドミニアム、温泉を活用した施設、レストラン、さらにはスポーツ施設等、新しい形でのリゾート施設としての計画となっております。現在、温泉井戸1本の掘削が昨年10月に完了しておりますが、本計画には多額の資金が必要なことなどから、慎重に検討・協議しているとのことであり、したがって、いまだ開発行為申請までには至っていない状況であります。

市といたしましては、この開発は自主財政の確保、雇用の問題やそれに伴う経済効果などが期待されることから、今後も早期着工への働きかけを行ってまいります。このようなことから、ご質問の租税効果、雇用の効果及び地元経済効果等、具体的な数値見込みにつきましては、現時点ではお示しできる状況にありません。

2点目の企業誘致対策として、市はどのように取り組まれているのかについてでございますが、企業誘致とは、インフラ整備、補助金、税制上の優遇措置等を駆使して、地域内に工場や本社を誘致する手法であり、工業団地等の取得、造成、分譲により行うことが一般的と言われております。

本市では、農村地域工業導入等促進法に基づき、松野蓮ヶ台地区に企業誘致を行うため、昭和60年3月に勝浦市企業誘致条例を制定し、進出企業2社に対して固定資産税の課税免除の奨励措置を講じてきております。

企業の進出については、道路網が充実しているなどのインフラ面や企業集積が進んでいるなどの周辺環境、助成措置や税制面での優遇措置などの企業立地施策などのセールスポイントが多くありませんと進出が困難な状況ではありますが、企業を市内に誘致することは自主財源の確保はもとより、雇用需要の増加やこれに伴う経済効果についてもある程度の期待が見込まれるなど、活気あるまちづくりにおいても大きく寄与し得るものと言えることから、本市の豊かな自然環境が大きく損なわれることのないよう配慮しつつ、企業誘致に努めてまいりたいと考えます。

次に、道路整備と安全対策について申し上げます。

1点目の勝浦有料道路の無料化に伴う道路案内標識の設置や改善対策の進捗状況についてであります。道路案内標識については、現在、千葉県道路公社と夷隅地域整備センターとの間で協議がされており。また、市もこれまで設置されていまして標識の利活用について、千葉県道路公社及び夷隅地域整備センターと調整中であります。

2点目の国道297号からの部原側進入路対策に係る県要望についてであります。勝浦有料道路無料化に伴い、国道128号と国道297号相互のアクセスに変化が生じることが予想されることから、国道相互と勝浦市街地との交通利便性及び安全確保について、平成18年12月に夷隅地域整備センターへ要望したところであります。この件に関します夷隅地域整備センターの見解では、今後、交通状況に変化が生じるようであれば、交通量調査等の実施により道路の利用実態を把握し、その結果を踏まえて必要な措置を検討する考えであるとのこととあります。

このようなことから、市といたしましても、今後とも関係機関と連携を図りながらアクセスの整備やそれに係る道路利用実態調査について要望してまいりたいと考えております。

3点目の武大入口前交差点の信号機設置に係る要望活動に対する考えについてであります。本年4月5日から勝浦有料道路の無料化に伴い、当交差点においては交通量の増加が見込まれ、それに比例して交通事故の増加も考えられますことから、本年1月15日付で墨名区から信号機設置等の要望書が提出され、同年2月6日に墨名区区役員及びしおみ環境を守る会会長と現地確認の上、同月15日に市から勝浦警察署長に対しまして要望書を提出いたしましたところであります。

今後とも市民の安全・安心のために、地元の声を伝え、引き続き信号機設置の要望をしてまいりたいと考えております。

4点目の国道297号の勝浦中学校北側入り口の歩道未整備区間の対策についてであります。小中学生の通学路確保を初め、歩行者の安全確保のため、これまでも事業の推進について夷隅地域整備センターに要望しているところであります。

なお、この件に関します夷隅地域整備センターの見解では、これまでの地権者との用地交渉を行っておりますが、交渉が難航しております。今後も努力したいとのこととあります。したがって、市といたしましても、今後とも早期の整備に向けて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

次に、職員提案制度の状況と活用について申し上げます。この件につきましては、過去の議会におきまして何回か土屋議員よりご意見をいただいているところであります。昨年の6月議会で一部申し上げましたが、従来からのフリーの提案に加え、あらかじめテーマを設定して提案を募る形式を実施しました。テーマは、迷惑メール撃退方法とし募集した結果、4名からの提案があり、庁内関係課において協議をさせましたが、なお、研究の余地があるとして保留といたしました。その後、担当課において検討がされ、平成20年度当初予算に迷惑メール対策システム構築の予算を計上

しております。現在、第2弾として市役所庁舎からのごみ排出量の減量化について提案を募集中であり、当面はフリー形式とテーマ設定形式の併用をもって提案制度の活用を図ってまいる考えであります。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○副議長（板橋 甫君） 午後2時まで休憩いたします。

午後1時43分 休憩

午後2時00分 開議

〔7番 岩瀬義信君退席〕

○副議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君） ご答弁、ありがとうございました。それでは2回目の質問をいたします。

質問する一番最初の前提で、市長は今後のまちづくりの基本方針、平成20年度、いろいろ各種計画を策定すると。国からの財政支援がどんどん減少していくという状況を踏まえて、自力で今後、勝浦市の運営をやっていく覚悟を持った、そういうふうな中で進めていきたいと、先ほど述べられました。

そこで、私は私の経験の中で今回、企業誘致というものを取り上げました。企業誘致ということと企業誘致条例、工場だけにイメージしやすいですが、決してそういうことではないと。というのは、法的根拠は先ほど市長の答弁にありましたように、昭和60年3月23日制定の勝浦市企業誘致条例、目的、この条例は市内に工場又は事業所を新設又は拡充し、本市産業振興に寄与する者に対して、この条例を規定する奨励措置を講じ、よって工場など、これは事業所も入りますが、設置を推進し、市政の進展を図ることを目的とする。具体的に指定の基準については、投下固定資産総額が1億円以上の新設又は拡充を行った場合、もう一点は、常時使用する従業員数が20人以上となった場合に、こういうふうなことが適用できるというふうに述べられております。

ここで質問なんですが、この規定の適用実例がここ数年どうであったのか。というのは、投下固定資産総額1億円以上の投資や拡充があったのかどうか。あるいは、従業員数が20人以上になったようなことも実際あったのかどうか。あるいは、ほんのわずかな世界で、わずかな数で十七、八人でとまっていた、あともう少しだよというような事業所があるのかどうか、そういったことを踏まえてお教え願いたいと思います。

この施策を考える担当部署の役割というものが明確に重要視されているのかなというふうに、私は疑問に思うわけです。実施計画では観光商工課に、地域の特性を生かした工業の振興の中で、確かに企業誘致の推進、市内企業の育成に努めますとあります。では、実際どうなのかといいますと、昨年7月26日の定期監査結果の提出書を拝見しますと、事務分掌表の分担事務で見ますと、課長以下6人体制でやっていますが、基本的には前の観光係、商工係を取り払い、全員体制という形で組まれて、16の事務項目があります。一番最後にその他の商工業の振興に関する、ここに入るのだろうかということが予想されるわけですが、私は企業誘致というものは非常に大事だと。先ほど言いましたように、租税収入、雇用効果、経済波及効果、これは来たらすぐあるわけです。だから、そういった意味の中で、非常に重要だということをおっしゃいますし、市長もそのような答弁があったと思います。だから、この観光商工課の実施計画の中には企業の誘致を推進しますとあるので

す。

私は、今回の質問の中で企業誘致の推進とは言ってません。企業誘致の促進と言っているのです。推進と促進の違いは何かというと、促進は早目に事が起きるように推し進めることなのです。早目なのです。推進は、推し進めることなのです。早く物事を進ませようという、私は促進の観点で聞いています。そのぐらい勝浦の状況は、将来に希望を持ってないという中にいて、きのうも同僚議員から閉塞感がいっぱいだということにもつながっていくと。きのうも出ましたが、農業、漁業の後継者だけではないです。勤め人の後継者がこの辺に勤められない。勤め人だって後継者は勤め人です。でも、この近くに勤めるところないから離れていくというようなことです。だから、その勤め人の後継者がこの辺で勤めができなくて都会に行かざるを得ないという中で離れるとって、人口の流動化、減少化が進んでるといった意味においても、勤め人の後継者が勤めることができる環境にさえすれば、その後継者になり得るといふに私は思うし、農業や漁業だって後継者が継がないで勤め人、それも近くで勤められればいいけど、離れて勤め人になるということもある。だから、企業誘致というものは非常に重要であるし、市内の企業を従業員数をふやすという意味でも、積極的にこの時点でやらなくちゃいけないのですが、この優先度についてどうお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

また、企画課の事務分掌表で政策推進係2名いて、12項目を対象に項目が上がっています。1番が長期計画などの立案調査、進行管理及び各課との連絡調整に関すること。まさに、その一番のそういう主な役目があるわけです。10番目に、企業誘致推進審議会に関することと載っています。だから、実施計画では観光商工課が担当するけど、企業誘致推進審議会では企画課がやりますよ。これは、長期計画に基づいて毎年実施計画をつくり、その中の項目に企業誘致があるから、政策推進係で調査、進行管理をやらなくちゃいけないから、企画課にあるということだと思ふのです。この企業誘致推進審議会の実態と開催動向というのはどうなのか。非常に活性化して、多く開かれているのか。構成メンバーは、無報酬ですか。市会議員が4名、学識経験者4名ですから、非常に開催を多くしやすい。英知をいただくための機会をつくりやすいと思ふし、本気に考えれば、知恵を出してくださいというようなことをできる審議会だと思ふます。ですから、その開催動向についてお聞かせ願いたいと思います。

次に、ウェルネスの森構想については、昨年、先方が市役所に来てご説明されたということだと思ふのです。市長とか担当課が本社にお邪魔してどうなんだというふうな形で把握したということではないと思ふのですが、そうであれば、非常に慎重に、企業は慎重に経済情勢を見て計画すると言われていますが、こちらとしては一日も早く開発行為がなされて、各種の効果が計算できて、市民に何年何月ごろ開業するらしいよ、雇用がこれだけありそうだよ、そうすれば、勝浦に今、もちろん求職している人はそうですけど、跡継ぎの家庭では、都会に出さなくても何年後だったらうちの息子や娘が働けるチャンスがあるではないか。早くオープン、こういう募集するという情報を知っていれば、夢とまでいかななくても、よしというような感じの思いを市民に提供することができる。だから、そういう面で促進というものについては、いろんな意味で企業が慎重になり過ぎているところを促進するというふうなことをやっていかなければいけないというふうに思ふんです。

私は、企業誘致の大前提に、勝浦市は市の全部の面積、全部のものが市民のものであれ、国のものであれ、県のものであれ、全部市の管轄なんです。だって、固定資産税は全部からいただきます。国とか市有地はもらえないけど。そういうので対象だから、市長は、あるいは執行部は、勝浦全土

を常に鳥瞰的に見て、どういうレイアウトになっているかな、どういうふうに現況が配置されているのか、どこに問題点があるか、例えば、どこにすばらしい資源があるか、ここはちょっと弱いなとか、常に鳥瞰的な意味で市全土を眺めることが必要だというふうに思うんです。基本的に市の役目は、土地利用計画や都市計画、当然、総合計画の中に載っておりますけど、そういう鳥瞰的な意識を常に持ちながら、もしかしたら企業立地に適している場所が民有地であろうが、市有地であろうが、ある。そういうふうに分かる資源、商品を常に鳥瞰的に見るという、その担当者はだれになるのか、あるいは、この資源を調査、把握する人は、どこの担当がやるのか。

観光商工課では、垣根を取り外して、みんなが16の業務を全員ができるようにしようというふうな取り組みが始まったし、企画課がこの平成20年度は財政健全化計画見直し、行革、第4次実施計画について見直し作業をやるというようなことをやったときに、勝浦市の実際の、よく市長が言う地域の特性をつかむのはだれなのか。特性をつかんで生かす、産業振興を図る、それをつかむ役というのは、勝浦市の職員の中でだれが一番メインで、専門性を持って、専任性持って、永続性持ってやるのかというのが非常に明確ではないと思います。だから、あくまでも待ちの誘致、いい話があればいいなど。ウェイティングでは、市長が言う自力の今後の勝浦市政の運営はおぼつかないというふうに言わざるを得ないと私は思います。

そこで、藤平市長に提案というか、あれなんですけど、今、「広報かつうら」で市長日誌というのが載っています。市長が日々、一生懸命市民のために活動されているのかという日誌が広報に載っています。宮崎県の知事とは言わないけど、都会に行くと、大手の会社あるいは行政関係、いろんなところにしょっちゅう出張しているという語弊ありますが、よく出かけて、いろんな勝浦のPR、あるいは、そういう新しい情報を持って企業誘致のきっかけをつくる、経済界の人とこういうふうに会ったりなんかするというのが非常に必要だと思うんですが、どの程度やられているのか、これについて具体的に、こういうふうにやっていますよということで、私が知らない面があると思いますので、お教え願いたいと思います。

この企業誘致、非常にしつこく言っているのは、先ほど鳥瞰的に勝浦全土を見回すと。当然、勝浦市の遊休土地、興津があったり、勝浦駅裏あったり、スポーツ公園があったり、あるいは荒川小の用地、名木小もそうですけど、いろんなところありますよね。そういったものをどのように生かしたらいいかなと常に問題意識を持って眺める。ですから、きのうの同僚議員からの松野の勝浦診療所の移転問題についても、大きくデッサンしたときに、当然、今、既存では松野では歴史的な配置からそこに配置されたとなっているけど、今後はどうなのか。上野地区だってある程度の人口います。中心街では上植野地区の人口と松野地区の人口では上植野のほうが多いのです。全体では総野のほうが多いです。総野の範囲が中谷、関谷まで入ってきます。だから、その守備範囲があるけど、上野地区には東急リゾートタウン、こういうふうな新しい、将来定住構想可能区域だってあるわけです。だから、そういう前提を見回した中で、こういうふうな場所も必要であるというような意識も持たなくてはいけないと強く思うわけであります。

次に、道路整備についてお聞きしたいと思うんですが、これについては先ほどご答弁ありましたように、関係機関、県とか夷隅地域整備センター、そういったものと道路公社と打ち合わせされていますと。看板対策を私は議会でもやったのですが、地元協議会ができて、この答弁はなかったです。これがスリーピングしちゃっているのか、何回も活発にやって対応策考えているか、それについて、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

信号機の設置については、2月15日に要望書を出されたと。要望されているけど、そのまま時だけ経過して、ずうっとつかないケースだってあり得るわけです。つけるのは勝浦市がつけるわけではないですから。これについても、しつこくというか、情熱を持って、熱意を持って、回数を重ねて要望の熱意を伝えるということを希望いたしますが、その辺についてどのように覚悟を持っているかについてお教えてください。

と申しますのは、冒頭、一般質問のときに、何を言ったか、だれが言ったかということがありました。私の家の前の歩道のガードパイプが、実は生産注文で2月28日、約3カ月ぐらいたってやっと設置できたわけです。私の家の目の前だから、いろんな口の人がいて、いつになったら直るの、議員でもだめなのかいと。だれがなのか、何がなのか。私はそのために注文ポールだからなかなかできないよと、そういうふうな答弁ですと。私は、1月末までにと言った。遅くともひな祭りまでには直したいねと。最終的には2月28日です。これは担当課も再三再四かどうかわからないけど、業者のほうにプッシュしてくれてると思います。でも、一般的な市民から見れば、余りにも遅い。私はこういう議員の立場だからわかったように理解してしまっています。一般の人というのは、ずうっと放置されたまま何だよと。県道なのか、市道なのか。市道です。なのに、いつになったら直すのというものの中で、非常に遅いと見ます。というのは、しつこさ、熱意、こういうものがどうも欠けているような感じがします。これだけは私ではなくて、一般市民が私に対する意見を強く言われて、私は皆さん方のために答弁をやっているみたいなもの。だから、本当にそういったもので、さっきの信号機の問題も、4月5日前にやってよというぐらいの強い要望で、毎日でも行くよと。

冒頭、企業誘致のときに私が行政視察に説明したと。日参するぐらいして、企業訪問しなくちゃいけないねというのは、そういう思いです。日参です。毎日です。本当に真剣になって取り組むということは、回数を重ねることです。時には人をかえるわけです。自分でやる場合、人を介する場合、それを交互にして、野球でもストレートに投げるばかりでは打たれてしまうから、カーブも投げる、そういうような形で、その情熱を伝えて、何とか、事故が起きない前に、起きてからでは遅いのです。イージス艦だけの問題ではないです。万全の対策を市当局は熱意を伝える。それを、ぜひお示し願いたいと思いますが、その覚悟についてもお尋ねいたします。

勝浦中学校北側の入り口、これは私自身も県の夷隅センターへ行ってるけど、交渉が難航しているのはわかります。必要なのは、あの歩道の部分だけだと県は言ったって、前の場所をとられちゃったら家が成り立たないですからね。でも、あれは最近、いろんな問題で地権者もかわったと。タイミングもあるのだけど、なかなか動きがとれない。必要な面積。あそこは事故があつてからでは遅い。今回の海難事故で事故に対してすごくシビアなまちづくりを目指すのだということを発信するぐらいの思いでやらなければいけない、許さないというような思いの中で、難航でずうっと何年も何十年も過ぎているのでは、難航で事故があつて、悲しい思いをすることがないように、その熱意をお示し願いたいというふうに思います。

職員提案制度であります。これは私だけではなくて、いろんな同僚議員がせっかくいいものだから、何とかしてその制度の趣旨を職員が汲んで、提案しようよとっていることであります。恐らく、職員の皆さんは提案という言葉にぴんと来て、提案という言葉に意外と億劫なのです。提案ということは、何かいい提案をしなくちゃいけない。

きのうも同僚議員が遊具の維持管理をどうしてますかといったら、教育委員会は県の手引きによ

って点検簿をつけてやっていますと。これは県の手引きというのがある。ほかの課は、今まで目視と触診でやっていた、今後は点検簿をつくって管理しますと。本来、それは何かと言ったら、勝浦市行政の中でこうしたらいいよ、こういうことやめよう、こうしたらいいんじゃないのというざっくばらんに言える、そういう機会がない。今、職員一人一人全部、パソコンあるんですよね。提案と言わないでアイデアなんていうタイトルを変えて、こうしたらいいのにな、こういう事務をやめたらどうかねとか、だれでもがそこに置いて、それに対して眺められるというのは、過去に同僚議員も言いましたけど、一人一人若いのがいい意見持っているだけで、いざ、提案となると出ないねと言っていましたから、そういうのが本来、議員から一般質問されて気がつくとか、あるいは、そのときに改めて思い出すのではなくて、職員間の中で共有化して、何かいい方法ない、事故あっちゃいけないよ、遊具なんて事故に対する敏感さですよ。勝浦は今回は、事故に対する敏感さを非常に感じて、それに対して事故を撲滅する先進市にならなければいけないのです。それを行政が先頭に立ってやるということになるし、そのためには市の職員がざっくばらんに、こういうふうになれば安全だよ、こういうふうにすればいいよというふうなことをつくるシステム、そういったことは非常に大事だと思います。

先ほど迷惑メールだとか、テーマ別にやったら出ましたと。だから、一つのキーワードとしては、危ないものをどうやって防止したらいいのかというテーマを決めて、先ほど言いましたように、事故は絶対許さない勝浦市と。なくす勝浦市であるというような形の中で、取り組む市の職員がざっくばらんに意見を言う。

あるいは、こういう事務をやめたらいいよ。事務の見直しと言っていますが、事務の見直しではない。こういう事務はやめたほうがいい、廃棄しちゃおうよというようなことも出させる。だって、事務をなくさなければ、事務量減らないんだもの。だから、事務量を減らすために、なくしたらいいよと提案する。職員一生懸命やるんじゃないですか。こういう資料要らない、こういうものは要らない。そういうものもぜひ、テーマ別、それも名前を入れるというのが普通なのか、メールというのは名前なしが一番迷惑になっちゃうから、名前入れて提案させるという、そのぐらいのものを持って、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

意識改革という中で、きのうの同僚議員が縦割りだとか、意識改革がどうも弱いな、マンネリ化になっていると。市長自身がいろんな意味でマンネリになっている、職員の意識改革をしなきゃいけないと。その言葉としてはわかる。では、具体的にどうするんだといったって、なかなかできない。だから、私は市長が先頭切って、パソコンが1人1台だから1カ月に1回各職員にメッセージを出すぐらいの情熱を持ってもらえれば、職員も変わるんじゃないですか。市長、副市長と2人で各職員にメールを1カ月に1回は出すと。訴えると。何か気づいたことはメールで教えてよというような、情熱の大変さが職員を動かすと。何を言うかよりも、市長や副市長が言えば、だれが言うかですから、効果あるというふうに強く思うのですが、そういったアイデアに対してご見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○副議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、滝本企画課長。

○企画課長（滝本幸三君） それでは、お答えいたします。冒頭、訂正をさせていただきたいということで発言をいたしますが、企業誘致に関しましては、本年、平成19年4月から観光課から企画課へと事務分掌が変更となっておりますので、ご承知おきを願います。総合計画等の策定時が平成17年

でございましたので、そのときの所管課ということで観光課が入っておりますので、今後、訂正をさせていただきますと思います。

それで、まず1点目の企業誘致条例の適用事例があったかということでございますけれども、これまで松野の蓮ヶ台地区のTOTOプラテック株式会社と千葉セラミック株式会社の2社、これ以外には今のところ、ございません。

誘致審議会開催の動向ということでありますけれども、本年6月1日に勝浦市企業誘致推進審議会委員を議員4名、学識経験者4名、合計8名ということでお願いをしております。これまでに審議会は開かれてはおりません。

企業誘致に関しましては、大変重要な施策ということでは認識をしております。環境整備等、財源の問題もあり、大変難しい問題でありますけれども、今後も企業誘致に対しては努めていきたいというふうに考えております。

共立メンテナンスの関係になりますけれども、昨年4月19日に会社を訪問いたしました。そのときに今後の動向、取り組み状況等々、お話をお伺いしたところでありますけれども、基本的な考え方、構想は当初とは何ら変わっていないというお話でした。現在、計画が進んでいない理由として、インフラ整備、主に水道関係というお話がございました。これに多額なお金が現在かかっているということで、これは想定外であったというようなお話もしておりました。

昨年度、ホテルを12施設開業し、借入金も多額となったというようなお話でございました。

先ほど市長のお話にありました11月21日ですが、共立メンテナンスの担当の部長、それから東急建設から営業部長以下3名、合計5名の関係者が、私のほうで来ていただいたということなのですが、そのときにいろいろお話を細部にわたって伺っております。

先ほど市長の答弁にありましたように、開発の構想等は変わっていないんだということなのですが、国定公園の問題、厳しい規制の中でどんなものがつくれるか。会社であるので、ビジネスとして行っていくためには、ホテルであれば幾ら取れるか、料金の問題等々、ペイできるための方策をいろいろ検討している段階だというお話でございました。

ご承知かもしれませんが、本年、和歌山県の南紀白浜でオープンした海舟というリゾートホテルになりますが、25億円から30億円かけて11月に完成はしておりますが、アイランドの場合には最低でも60億円から70億円程度の規模のプランとなるというふうな中で、資金は通常の3から4倍ぐらゐの事業ということで、それだけに慎重にということで、今、検討中だということでございます。

そのとき、市長も副市長も同席しておりましたが、市長から団塊の世代がターゲットであるならば、既に大量退職時代を迎えておると。もうちょっとスピードを持って対応してほしいということと、次のステップに向けて努力をしていただきたいというようなことを担当の部長に申し上げております。部長からは、市長のメッセージは帰って必ず社長に伝えるというようなお話もございました。そのようなことから、私どもも今後も随時連絡をとりながら、働きかけを行っていきたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 企業誘致のことですけれども、いろいろ今、地方自治体に大きな負担になっているのは、例えば、住宅の用地として開発した。ところが、このバブル崩壊で土地が売れなくなってしまっている。あるいは、企業誘致を含めて開発したところが、企業の進出が中止になってしまったということで、その開発費用の重さが財政を圧迫しているというようなことも聞いております。

今、私たちはそういう財政の規模の小さい中で、企業誘致をするならば、当然、今までのような開発行為に係るような大きなことはできないにしても、何らかの設備投資というものは、投下資本をしなければ誘致ができ得るような環境の場所がないと。あるいは、その環境に合った企業を探さなければならぬのかもわかりませんが、おおむね現在の景気の動向から見て、非常に大手の企業は若干なりとも右肩上がりと言いつつも、現在は既に横ばいになっておる。そういう中で、大企業が勝浦に来得るような経済的な環境にあるかと考えれば、困難であると思います。

だからといって、企業誘致はできないのかということでもありませんし、ただ、雇用促進、あるいは従来の周辺部における経済的な効果はあるわけですから、それを当然、考えて、せんだつても話したかどうか、風力発電とか、そういうものの開発、現在のこの自然を利用してでき得る状況のもとでの誘致、あるいは市の財政にプラスになるような動きは的確につかんでいきたい、そう考えています。

市長の日記の中に、企業誘致の民間会社の訪問を入れたらどうかと。私はそれは入れても結構です。ただ、いろいろ現在、電子メール、そういうものが頻りにどんどん情報がはらんしてしまう。そういうことで相手企業に迷惑がかからないか、そういうことも考える必要があるのだろうと、そう思っております。ですから、行ったところを出せばいいというだけでなく、相手方の立場も考えて、それは処することが重要なことであるというふうに考えますので、慎重に考えてまいりたい、こう思っております。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 次に、鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） 道路標識、道路案内の設置の関係でございますが、以前にも議員からご質問がありまして、お答えした経緯もございます。勝浦市市街地再編計画推進協議会という会議を平成19年11月に立ち上げまして、その中におきましても、今回、無料化になる有料道路の問題について、その後の誘導看板をどのようにしていくかということについて協議をしております。また、その協議会につきましては、その後、実際的には開かれておりません。その中で、有料道路の無料化に伴う道路標識につきましては、先ほどの答弁の中にもございますが、現在、市のほうの都市建設課、それと私も観光商工課等で協議をした上で夷隅地域整備センターのほうに出向きまして、今ある標識の使い方、またそれがどれだけ今、必要になるのかということについては協議中でございます。それも合わせまして、再編計画推進協議会の会長にもその旨ご報告をしながら、また、協議会長にも夷隅地域整備センターに出向いていただいて、勝浦市の商工の関係のほうからお願いをしているところでございます。

部原地先、また串浜地先、両方からの入り口、出口があるわけですが、現在、道路公社のほうで設置した太いポール道路標識についても、有料道路がなくなった段階では、公社としては自前のものは基本的には撤去するという話でございますが、それを設置するにも数百万単位のお金がかかるものでございますので、その有効利用については、ぜひとも県のほうで考えた上で行っていただきたいという趣旨で、今、協議をしているところでございます。以上でございます。

○副議長（板橋 甫君） 次に、守沢都市建設課長。

○都市建設課長（守沢孝彦君） 勝浦中学校北側の歩道の一部未整備についてでございますけれども、もう数十年来、県のほうに要望しておりますけれども、ただ単に県のほうは用地交渉が難航しているというだけでございまして、具体的に何がどうで難航しているのかという回答は示されておられません。よって、今後はこのようなものにつきまして、熱意、また、しつこさを持ちまして対応し、強く要

望していききたいというふうに考えております。以上です。

○副議長（板橋 甫君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 提案制度についてお答えをいたします。提案制度につきまして貴重なご意見をいただきました。今いただいた意見の中で、若い職員のやる気の問題、さらにはざっくばらんに言える機会と申しますか、そういうご指摘がございました。若い職員の名誉のためにと申しますか、ちょっとお話しさせていただきますが、現在のネット社会、メール世代と言われる職員、主に20代、30代の職員がいますけれども、職員の話をお聞きますと、提案制度に関係なく、職員同士の付き合いの中とか、あるいは協議、意見交換という中で、ネット上での情報を含めましてやりとりがされております。それぞれの課において、それが事務改善に活用されている例が多くございます。提案制度というものを使わずにやっているわけではありますが、例えば、起案用紙の電子化による起案用紙印刷の廃止の問題とか、あるいは、デジカメの使用推進の関係、あるいは草刈り機導入による業務委託料の削減の関係、あるいは、入札参加資格申請書のフラットファイルの再利用の関係、さらには、フレックスタイム制の導入の関係、さらには最近では観光商工課におきますオリジナル名刺のQRコードの採用、クイックレスポンスの採用の関係など、職員同士の意見交換で多く事務改善がされている分野があります。それは主に若い職員の発案によるものが多いところですので、先ほど若い職員もそういうやる気とか、ざっくばらんに言えないのではないかというようなご指摘ございましたので、そういうものは決してないというふうにご理解をいただきたいと思いません。

そういう中で、この提案制度につきましては、本来、その目的が効率的な行政運営を図るためということですので、そのための指標が提案制度の一つでありますから、今後につきましてもその制度の活用は図っていく必要があるということは十分認識をしております。特に職員が自由に、いつでも提案できるという環境は、現在整っているというふうにご考えておりますが、あとは議員ご指摘のように、職員の意欲と意識改革と、それらを含めてまだ研究の余地は一部にあるというふうにご認識しております。以上です。

○副議長（板橋 甫君） これをもって一般質問を終結いたします。

休 会 の 件

○副議長（板橋 甫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明日、明後日は、会議規則第10条第1項の規定により休会いたします。

散 会

○副議長（板橋 甫君） 3月10日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時43分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件